



Title	守護領国体制の研究
Author(s)	畑井, 弘
Citation	大阪大学, 1982, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/33433
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 ・ (本籍)	畑 井 弘
学位の種類	文 学 博 士
学位記番号	第 5 7 8 9 号
学位授与の日付	昭 和 57 年 9 月 30 日
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 2 項該当
学位論文題目	守護領国体制の研究
論文審査委員	(主査) 教 授 黒田 俊雄
	(副査) 教 授 梅溪 昇 助教授 脇田 修

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近江国守護佐々木六角氏の領国を素材に、室町時代のいわゆる守護領国体制の基盤となっていた社会的諸関係と支配関係を分析し、畿内・近国における中世社会展開の特質を論じたものである。

「序章」では、今日かなり錯雑した状況にある日本中世社会についての研究史と諸学説のなかで、論者がどのような立場をとるかを、説明している。論者によれば、中世封建社会は荘園領主制と在地領主制との二重の領主制によって形成され、平安後期から南北朝期にいたるあいだは権門体制と呼ぶる権力構造をもつ中世国家を形成していた。そして、鎌倉末～南北朝の内乱期に、この二重の領主制の統一がすすみ、その最初の統一のかたちとして守護領国体制が現われ、これを基盤にして室町幕府体制という中世封建王制が成立した、とみる。論者は、この展望を学界の諸説と関連させながら、解説する。

「第 1 章 守護領国体制と被官一揆」では、近江における佐々木氏の、地方豪族としての発端から守護大名にいたる在地領主的支配の展開のあとを辿り、それが畿内・近国では政治的統一の途としていかに不安定なものであったかを、農民層の動向と関連させながら、概観する。とくに室町時代になると、佐々木氏嫡流の六角氏が、近江の在地領主層の階級的結集の中核となり、守護大名としての勢威と領国体制を確立しながらも、1444年（文安元年）の被官一揆にさいして、守護六角久頼が所詮は室町幕府権力の地域的分掌者たる域を出ることができなかったことを、指摘する。

「第2章 山野湖水の用益と村落共同体」では、琵琶湖東岸に接する奥島の荘民たちの非農業的生産活動に注目する。論者はこれを、共同体的土地所有や惣百姓としての諸々の生活規制の考察と関連させながら、畿内における歴史的・社会的発展の特殊性として統一的にとらえ、そこに封建社会の「畿内的発展法則」がみられるとする。

「第3章 守護領国体制と座商業」では、中世では得珍保といわれた地域（八日市近辺）に居住した座商人である保内商人たちの活動について、考察する。保内商人についての研究はこれまでも多いが、ここでは経済活動を中心にした商業史的研究ではなく、座の権利をめぐる数次にわたる相論の性格を逐次分析して、かれらが延暦寺や幕府の権威と結びついていただけでなく、六角氏の領国支配貫徹の一翼を担う存在でもあること、六角氏の被官である在地領主層もまたこの政商的な座商業と深く結びつく面をもっていたことを指摘するなど、領国支配体制との関連の面を追究している。そして、これに対する新儀商人の動きを明らかにすることによって、六角氏領国支配の内包する矛盾についても、注意している。

「第4章 在地領主と流通路」では、鎌倉初期に鈴鹿山守護職に補任された山中氏の在地領主としての特質を考察する。ここでも、山中氏の支配が単なる農奴制的な支配ではなく、流通路の支配や非農業的生産活動の支配に深く依存していたことを明らかにし、その支配権を保持するために王権への従属が不可欠であったこと、したがってまた王権の分掌者としての守護六角氏の支配体制にも組み込まれざるを得なかったことを指摘して、そこに畿内・近国の在地領主層の特色と自立性の限界を、論ずる。

「第5章 中世国家と民衆」は、前半でまず中世国家の支配体制（権門体制）と民衆との関係を一般的に論じ、後半でその具体例として、鎌倉末期から戦国期にいたる近江の比牟礼八幡社をめぐる神主職目賀田氏と在地住民との対立抗争を取りあげる。ここでは、八幡山の用益についての住民の古来の權益が、天皇・将軍・守護の系列化された権力によって随時蹂躪されていく仕組みを、解き明かしている。

「第6章 中世後期の在地の構造」は、前半では、左右神社所蔵の1428年（正長元年）「荒牧諸散在年貢引付帳」の内容の一部を分析し、後半では、その荒牧を含む蒲生郡安吉郷における土豪・地侍層の加地子領主化と、農民が惣と鎮守を中心に結束していく動きとを述べる。ここでは、15世紀前葉地侍層が「村落小領主」化を指向して土地所有の集積をすすめると、これに対抗して惣村農民が鎮守への土地寄進をすすめその加地子領主権化をはかり、惣結合そのものを、土地所有主体としていくことによって在地領主的収奪を排除しようとしたと、両者の関係をとらえている。

「第7章 中世後期の名請体制」は、前章の前半でも扱った「荒牧諸散在年貢引付帳」を、全面的

に詳細に分析し、室町中期の生産様式に関する研究の空白を埋めることを意図したものである。論者は、この分析から得られた領主―農民関係の実態を、全体として「名請体制」とよび、そのもとで展開したと考えられる具体的な諸々の社会関係や経済体制を考察している。そして、この名請体制を、のちの太閤検地段階でひろく成立する名請人制^{なうけにん}の先駆的形態であるとみて、それを、守護領国体制の根底にあった生産様式が過渡期的な特質と矛盾とをもっていたことを示すものと、論じている。

なお「付章 中世史像のより豊かな把握のために」は、論者が以上の研究をすすめた時期の学界の動向についての自身の論評を収めたもので、本論文の研究の視角の理解に資することをはかったものである。

論文の審査結果の要旨

本論文は、近江の守護六角氏について、その領国支配の構造を解明したものである。けれども、守護領国体制とはいっても政治組織や軍事制度などにはふれず、生産様式・村落構造および政治支配の側面からその特質を究明したものであり、また直接研究対象にした地域が、領国の一部である蒲生郡を中心とした範囲の諸村落であるところに、全体的な特色がある。

本論文の成果としてまず挙げられるのは、この地域の中世村落についての具体的な社会関係の解明である。なかでも奥島荘の共同体的土地所有と惣百姓による規制の性格の分析、守護領国支配のなかでの文安の被官一揆（1444年）のもつ意義の解明、鈴鹿山守護山中氏の流通路支配の実態とその中世官職的性格の指摘、生産様式論の見地からの「荒牧諸散在年貢引付帳」の詳細な分析などは、本論文がとくに成果をあげた点であるといえる。これらは、村落史や商業史の史料としては、すでにひろく知られていたものではあるが、本論文では守護領国体制の内実という観点から新しく見直されて系統的に論述されている。しかもそれによって、従来はとくく在地領主的支配の発展形態としてだけ一面的にとらえられた守護領国支配体制について、所詮守護職は官職的なものでありまた中世国家の護持者であるという側面を、明確に指摘したのである。

そもそも室町時代の守護の領国支配については、往年それを「守護領国制」なる歴史的範疇によって把握する視角が学界の注目をあつめたことであり、若干の論説もみられた。しかし、その後この時代についての研究者の関心が、いわゆる「国人領主制」論に向かったため、守護領国についてその内部の支配関係を探究した仕事はきわめて乏しく、またとくに畿内・近国のそれについては、まとまった論述はほとんどみられなかった。本論文は、そのような状況のなかで、近江の六角氏という適切な対象をえらび、数々の具体的事例を探究し、問題の解明に前進をもたらしたものであって、その論証にはなお若干の疑点を含むとはいえ、研究上積極的な意義をもつたものであるといえる。

ここに、なお若干の疑点を含むというのは、つぎのことに留意したいからである。けだし本論文の構想の前提になっているのは、第7章の「名請体制」の分析である。それは「解題」に示された各章の成立年次からみても、全構想のなかでの論理的関連からみても、明瞭であって、他の各章にみられ

る諸村落・諸階級の動向についての分析も、これに照応する側面からなされ、論述されているのである。けれども、この名請体制の史料である「荒牧諸散在年貢引付帳」の分析にあたっては、その成立事情（作成者・目的と手続き・文書機能など）や現存の形状その他、史料の性格の検討が、やや不十分である。また、史料の解釈や分析の準拠とすべき傍証も少なく、それだけに帳面記載様式からの形式上の解説だけに依存しがちであり、いきおい判断には臆説が多い。次に、「本名体制（旧名）から当名主体制（新名）へ」・「職の分化」・「農奴制から隷農制へ」など、1970年代以降、種々の方面から疑問が出されてもいる仮説に依拠して立論されている点も、本論文の説得力を弱めるものである。まして、近年、「名」が所有や経営の単位でないという意見が強くなっている以上、本論文が分析し措定した生産様式についての説明には、かなり疑問が残るといわねばなるまい。分析が微細にわたり、論理的要請による推論も多く含むだけに、なおさらである。論者が試みた、様式の特色を手掛りにした分析は、将来別の形で生かされてくることも、十分予想できるから、これは大きな成果とすべきではあるが、いまの段階では本論文の論証は、いまひとつ確実性を欠くとしなければならないのでなかろうか。

なお、本論文についてさらに若干の不満を述べるならば、本論文は、六角氏守護領国体制を論じたものとしては対象の地域がほとんど蒲生郡に限られており、史料も周知のものが主で新しい探究に乏しいうらみがある。また、本論文はもと各章ごとに別の機会に執筆されたものでありながら、すでに学界に公表したものは一字一句も改変すべきでないとする論者のかたい学問的信念から、本論文をまとめるにあたって、のちに訂正した部分までも、その旨を注記するだけにしてあえて原形をとどめ、加筆や修正も極力差し控えている。そのため、かなりの部分で論述に重複が生じただけでなく、いまとなつては無用のいい直しや釈明までも、含むことになった。さらに論者は、論述の意義を強調するために、とかく具体的分析を離れて、確定的な意味を欠く用語や概念を多用し、あえていえば饒舌を連ねている。それは、学界の一部で一時期に行なわれた論議に基づくものであり、正当な動機から生じたものではあるが、論文の最終目的からすればもはや夾雑物である。これらのことは、本論文の成果に混濁をもたらし、その真価を曖昧にするものといわねばならないであろう。

しかし、これらの瑕疵にもかかわらず、論者が永年にわたる研鑽によって、六角氏守護領国の最も基本的な特質を、在地の社会構造の分析を通じて解明した学問的寄与は、すでに明瞭である。本研究科委員会は、本論文に示された成果を、文学博士の学位を授与するに価するものと、判定するものである。